特別養護老人ホーム高砂　料金表　（1ヶ月）　2022年10月～

①基本料金（1日分）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1割	581円	650円	722円	791円	859円
2割	1,162円	1,300円	1,444円	1,582円	1,718円
3割	1,743円	1,950円	2,166円	2,373円	2,577円

②主な加算料金　　●施設の職員体制や取り組みなどによって加算となる料金です

	1日あたりの自己負担額		
加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算(Ⅰ)☆	4円	8円	12円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)☆	14円	27円	40円
初期加算（入所した日から30日間）	31円	61円	92円
療養食加算（1日３回のみ該当者）	6円／回	12円／回	18円／回
看取り介護加算(Ⅰ)(実施した場合)	73円～1,298円	146円～2,596円	219円～3,894円
個別機能訓練加算(Ⅰ)(該当者のみ)	13円	25円	37円
口腔衛生管理加算（該当者のみ）	92円	183円	274円
安全対策体制加算(入所時に1回)	21円	41円	61円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)☆	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(月に1回)☆	利用総単位数（基本料金＋加算）に8.3％を乗じた単位数		
介護職員等ベースアップ等支援加算☆	利用総単位数（基本料金＋加算）に1.6％を乗じた単位数		

③居住費・食費（1日分）

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第２段階	第1段階
居住費	855円	370円	370円	370円	0円
食　費	1650円	1360円	650円	390円	300円

④その他の日常生活費（1ヶ月）

教養娯楽費（レクリエーション材料費等）	300円
預り金管理費	1000円

●1カ月（30日）の利用料金（上記①＋②☆の加算＋③＋④の合計額）概算額

	第４段階			第３段階① 第３段階②	第２段階	第１段階
	1割	2割	3割			
要介護1	96,376	116,301	136,226	51,826 73,126	44,026	30,226
要介護2	98,649	120,847	143,046	54,099 75,399	46,299	32,499
要介護3	101,023	125,595	150,167	56,473 77,773	48,673	34,873
要介護4	103,295	130,140	156,984	58,745 80,045	50,945	37,145
要介護5	105,536	134,621	163,707	60,986 82,286	53,186	39,386

単位:円

介護保険負担限度額認定制度について

介護保険負担限度額認定とは市民税非課税で、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所・入院又は短期入所（ショートステイ）を利用されたときの 食費及び居住費について減額をする制度です。

《負担限度額認定を受ける要件》

下記の要件を全て満たす方が対象となります。

1 世帯全員が住民税非課税であること

2 配偶者（内縁関係も含む）が住民税非課税であること

3 預貯金等の金額が下の表の金額以下であること

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費				食費 ◎ショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 ◎300円
第2段階	年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 ◎600円
第3段階①	年金収入額＋その他の合計所得額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 ◎1,000円
第3段階②	年金収入額＋その他の合計所得額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 ◎1,300円
第4段階	・本人が市民税課税者 ・本人は市民税非課税だが、同一世帯に市民税課税者がいる		施設との契約額				

※（地域密着型）介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、（　）内の金額となります

※合計所得金額は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。

※年金収入額には、非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。

《手続きの方法》

①申請：条件に該当する人は申請書を市町に提出してください。

②認定証の交付：市町から認定証が交付されます。有効期限・内容を確認してください。

③事業所へ提示：施設へ認定証を提出してください。

申請時に必要なもの：預貯金等の資産の額を証する書類（通帳の写しなど）